


所管部課	都市建設部都市計画課	部長	内藤 峰雄		
件名	東大和市街づくり条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>構想段階から市の意見を事業者に伝えることのできる大規模開発事業の対象拡大など、条例の施行から4年を経て明らかとなった事項に対応するため改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>ア 大規模開発事業の対象として、「敷地の面積が5,000平方メートル以上の建築物の建築」を加える。</p> <p>イ 開発事業の対象として「敷地面積が500平方メートル以上の建築物」が規定されているが、敷地の捉え方を明確にし、現行の運用に合わせるため、「敷地の所有者が当該敷地を含む一団の土地を所有する場合は、当該一団の土地の面積が500平方メートル以上であるときにおける建築物」の建築を規定する。</p> <p>ウ 土地利用構想（大規模開発）の縦覧と意見書提出期間を3週間に統一する。</p> <p>エ 開発事業者に対する勧告ができる場合として、「開発事業届出書を提出しないとき」を加える。</p> <p>オ その他文言の整理等</p> <p>(2) 施行日 上記ア及びエは平成27年4月1日、その他は、公布日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地の面積が5,000平方メートル以上で行われる建築事業については、大規模開発事業として構想段階から市及び住民の意見を事業者に伝えることが可能となる。 現行の運用に合わせて、開発事業の対象を明確に規定することにより、開発事業に関する事業者との協議を円滑に進めることができる。 					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>条例の案文については、文書課において審査済</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>審議終了後、平成26年第4回市議会定例会へ議案として提出するための事務を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。